

令和8年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説 明 資 料

《議案補充説明》

1 【議案第109号】

公立大学法人三重県立看護大学第四期中期目標について 1

2 【議案第110号】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター第四期中期目標について . . . 3

《所管事項説明》

- 1 「『令和8年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る
意見」への回答について 6
- 2 次期総合計画の策定について（みえ元気プランの検証と2031年の目標）
. 別途配布済
- 3 新たな地域医療構想の策定について 7
- 4 「第8次三重県医療計画」の中間評価について 10
- 5 「第8次（後期）三重県外来医療計画」の策定について 14
- 6 「第8次（後期）三重県医師確保計画」の策定について 16
- 7 次期「三重県介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画（みえ高齢者元気
・かがやきプラン）」の策定について 18
- 8 次期「三重県アルコール健康障害対策推進計画」の策定について . . . 20
- 9 みえ歯と口腔の健康づくり条例に基づく年次報告（令和7年度版）
について 22
- 10 次期「三重県薬剤師確保計画」の策定について 25
- 11 各種審議会等の審議状況の報告について 27

（別冊）

- 1 公立大学法人三重県立看護大学第四期中期目標（案）
- 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第四期中期目標（案）
- 3 みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和7年度版）

令和8年10月5日
医 療 保 健 部

1 公立大学法人三重県立看護大学第四期中期目標について

1 第四期中期目標の概要

(1) 目標策定の基本的な考え方

第四期中期目標については、評価委員会や大学での意見聴取、第三期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価から明らかになった課題、そして、「学修者本位の教育の推進」や「教育の質保証の強化」、「県内の看護人材不足への対応」などの視点に基づく取組をふまえて策定しています。

なお、令和8年7月10日から8月10日までパブリックコメントにて意見を募集したところ、3件の意見提出がありました。いずれも中期目標の策定には直接的な関係性のないギャンブル依存症に関する意見であり、反映が難しいことから、中期目標の文言は修正していません。

(2) 目標策定の主な視点

大学は、三重県における看護学教育・研究の中核的機関として、質の高い人材を養成するとともに、教育・研究の成果を社会に還元して、三重県はもとより国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的としています。

①学修者本位の教育の推進

学生の成長を基軸とした教育の推進と学修成果の可視化

②教育の質保証の強化

授業評価、学修成果把握等の既存の取組もふまえた教学マネジメントの強化

③県内の看護人材不足への対応

県内の医療機関等への就職率向上と早期離職防止に向けたキャリア形成支援

④看護職者の資質向上

看護職者向け講座等の開催

⑤特色ある研究の進展

地域課題の解決に向けた研究活動を医療機関等と連携・協働して推進

2 今後のスケジュール

議決後、知事は第四期中期目標を大学に指示します。指示を受けた大学は、地方独立行政法人法第26条および第78条の規定に基づき、中期目標を達成するための具体的な内容を記載した中期計画を策定し、知事の認可を受ける必要があります。中期計画の知事の認可にあたっては、法令上は議会の議決を要しないとされていますが、引き続き常任委員会で策定状況を報告します。

令和8年10月 三重県公立大学法人評価委員会

12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中期計画中間案）

三重県公立大学法人評価委員会

令和9年3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中期計画最終案）

公立大学法人三重県立看護大学第四期中期目標の概要

※下線部分は、第三期中期目標からの改定箇所

基本的な目標

看護学教育・研究の中核的機関として、質の高い人材を養成するとともに、教育・研究の成果を社会に還元して、県はもとより国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与

I 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

II 大学の教育研究の向上に関する目標

- ・ デジタル技術を基礎教育に取り入れ、教育内容の充実を図る
- ・ 学修成果の把握・可視化に取り組むとともに、教育に関する多様なデータを活用した継続的な点検・改善を行い、教育の質の確保に努める
- ・ 研究科において、社会人学生の確保に向けて保健・医療機関等と十分な連携を図るとともに、学内進学の促進に努める
- ・ キャリア形成支援について、県内の行政機関や保健・医療機関等との連携・協力に取り組み、県内就職率の向上を図る
- ・ 地域課題の解決に向けた研究活動を医療機関等と連携・協働しながら推進する

III 社会・地域貢献に関する目標

- ・ 県民のヘルスリテラシーの向上に資する事業を実施し、地域社会に貢献する
- ・ 行政や学術団体等のさまざまな主体の活動に参画・連携することにより、社会貢献に資する活動を実施する

IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する目標

- ・ コンプライアンスの確保や財務報告等の信頼性の確保等を図る
- ・ 学内における安全衛生管理、災害・事故およびサイバー攻撃など、危機管理の対策を必要に応じて見直し、充実を図る

V 財務内容の改善に関する目標

- ・ 受託事業収入等外部資金の獲得など、自己収入の確保に努める
- ・ 財務状況を見極めながら、中長期的な視点から自律的な運営を行う

VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する目標

- ・ 内部監査について適切に実施し、教育研究等に関する情報を収集・分析し、大学教育の質向上を図る
- ・ 組織運営や諸活動の状況等について積極的に情報を公開・発信する

2 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第四期中期目標について

1 第四期中期目標の概要

(1) 目標策定の基本的な考え方

第四期中期目標については、評価委員会での意見聴取や第三期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価から明らかになった課題、また、急速に変化している医療環境などを念頭に、「感染症対策の体制維持」や「新たな地域医療構想との整合」、「経営環境の変化への対応」などの視点に基づく取組をふまえて策定しています。

なお、令和8年6月30日から7月29日までパブリックコメントにて意見を募集したところ、10件の意見提出がありました。意見の内容は、ギャンブル依存症や感染症対策等に関する意見であり、個別具体的な内容については反映が難しいことから、中期目標の文言は修正していません。

(2) 目標策定の主な視点

医療環境の急速な変化に伴う課題に対応すべく、地域の医療機関等との連携を強化し、高度医療や周産期医療などについて、さらに県民に良質で安全・安心な医療を提供すること。また、新たな感染症や大規模災害の発生時においても、医療提供体制を堅持すること。

①感染症対策の体制維持

新型コロナウイルス感染症への対応で培った経験をふまえ、新たな感染症が発生した場合に、県と締結した医療措置協定による知事の要請に対応する。

②医療安全対策の徹底

医療安全対策について、各職員が過去の事例を教訓とし、手術に限らず、関係者間の情報共有や相互チェックを図る体制づくりを行う。

③新たな地域医療構想との整合

検討が進められている新たな地域医療構想との整合が図られるよう、近隣の医療機関との関係をふまえた病院・病床機能の分化・連携を積極的に推進する。

④医療DXの推進

サービスの質の向上や業務効率化に向けて、第三期におけるICTなどのデジタル技術の活用から、医療DXの取組へ移行する。

⑤働き方改革の推進

第三期中期目標の策定以降、働き方改革の取組は社会的に定着しつつあることから、より一層の推進を図る。

⑥経営環境の変化への対応

物価高騰や人件費の上昇等の影響により、厳しい経営環境にあっても、社会保障改革や診療報酬改定等の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、業務運営の一層の改善・効率化を進めることにより、経常収支の均衡を着実に図る。

⑦コンプライアンスの徹底

第三期中期目標期間において得た教訓をふまえ、再発防止の観点を含むコンプライアンスの徹底への意識を向上する。

2 今後のスケジュール

議決後、知事は第四期中期目標を法人に指示します。指示を受けた法人は、地方独立行政法人法第 26 条の規定に基づき、中期目標を達成するための具体的な内容を記載した中期計画を策定し、知事の認可を受ける必要があります。

中期計画の認可にあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を要することとなっており、引き続き常任委員会で策定状況を報告してまいります。

令和 8 年 11 月	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
12 月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中期計画中間案）
令和 9 年 1 月	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 月	第四期中期計画の認可案を議案として提出
3 月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中期計画議案審議）

地方独立行政法人三重県立総合医療センター第四期中期目標の概要

*は、目標策定の主な視点 ※下線部分は、第三期中期目標からの改定箇所

第1 中期目標の期間

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

(1) 診療機能の充実

ア 高度医療 イ 救急医療 ウ 小児・周産期医療 エ 感染症医療

(2) 医療安全対策の徹底

*医療安全対策の徹底

ヒヤリ・ハット事例や医療事故に関する情報収集・分析を行い、検証結果を職員が活用することで医療事故の未然防止や再発防止に徹底的に取り組むとともに、手術や投薬等については、過去の事例に対する検証をふまえ、関係者間で情報共有や相互チェックを図る体制を整え、それぞれの症例に適切な方法で実施すること。

(3) 信頼される医療の提供

(4) 患者・県民サービスの向上

2 非常時における医療救護等

(1) 大規模災害発生時の対応

(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応

*感染症対策の体制維持

新たな感染症が発生した場合には、新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組をふまえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」および三重県感染症予防計画に基づき県と締結した医療措置協定による知事の要請に応じて、関係機関と連携・協力しながら医療提供体制の確保を図ること。

3 医療に関する地域への貢献

(1) 地域の医療機関等との連携強化

*新たな地域医療構想との整合

85歳以上人口の増加と生産年齢人口の減少がさらに進む2040年とその先を見据えた新たな地域医療構想の実現に向け、県民に適切な医療を提供できる体制の構築に資するため、近隣の機能等が類似する医療機関との関係をふまえた、病院・病床機能の分化・連携を積極的に進めるとともに、地域連携クリニカルパスの活用および高度医療機器や病床の共同利用を行うなど、地域の医療機関等との連携・協力体制を一層強化すること。

(2) 医療機関への医師派遣

4 医療従事者の確保・定着および資質の向上

(1) 医療人材の確保・定着 (2) 資格の取得への支援 (3) 医療従事者の育成への貢献

5 医療に関する調査および研究

第3 業務運営の改善および効率化に関する事項

1 適切な運営体制

2 効果的・効率的な業務運営の実現

*医療DXの推進

医療DXについて、サイバーセキュリティ対策を徹底した上で推進し、患者や職員の利便性向上や業務の効率化、地域の医療機関等との情報連携の強化や医療の質の向上などを図ること。

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

4 勤務環境の改善

*働き方改革の推進

働き方改革に伴う時間外勤務の縮減やタスクシフティングの推進、多様な勤務形態の利用促進等に取り組むこと。また、ワークライフバランスの推進や職場の安全確保に取り組むなど、職員が働きやすく、かつ、働きがいのある病院となるよう勤務環境の改善を行い、職員満足度の向上を図ること。

5 人材の確保・育成を支える仕組みの整備

6 事務部門の専門性の向上と効率化

7 収入の確保と費用の節減

8 積極的な情報発信

第4 財務内容の改善に関する事項

*経営環境の変化への対応

社会保障改革や診療報酬改定等の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、業務運営の一層の改善・効率化を進めることにより、経常収支の均衡を着実に図ること。また、キャッシュフローおよび中長期的な資金収支の分析に基づき、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への協力

2 医療機器・施設の整備・修繕

3 コンプライアンス（法令・社会規範の遵守）の徹底

*コンプライアンスの徹底

これまでに得た教訓をふまえ、再発防止の徹底やコンプライアンス遵守のための院内教育や研修等を積極的に行い、関係学会が示すガイドラインや診療報酬制度等を正しく理解することにより、医療倫理を堅持すること。

1 「『令和8年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2-1	地域医療提供体制の確保	医療保健部	産科医の廃業や大規模病院も産科医不足により休診が相次ぎ、新規開業が極めて困難な状況にある。 設備や事業継承支援など現状の産科医療機関および出産を伴う助産所の維持に加え、10年後、20年後を見据えた中長期的な視点もふまえた取組を進められたい。	分娩取扱の継続や新規開設、承継の促進に向け、分娩取扱施設の施設・設備整備支援を行い、機能の維持を図るとともに、産科医療機関に対して当直医の派遣受入を支援する市町を支援することで、分娩にかかる夜間の一次救急対応を含め地域における拠点としての機能を強化します。 また、三重の周産期医療体制あり方検討会でのアクセス支援や分娩機能のあり方などの議論もふまえ、中長期的な視点も含めた今後の周産期医療体制の整備に取り組みます。
			医師確保は医師修学資金貸与制度の取組を続けており、一定の成果は出ているものの、診療科偏在や医師偏在などの解消には至っていない。 医師の就業環境の整備も含めて引き続き医師確保に向けた取組を進められたい。	医師の総数確保、地域偏在・診療科偏在の是正に向けて、令和8年度に「第8次（後期）三重県医師確保計画」（医師偏在是正プランを含む）を策定し、取組を進めることとしています。 また、勤務環境の改善と医師確保対策を一体的に進めるため、引き続き、三重県「みんなが働きやすい医療機関」（旧名称「女性が働きやすい医療機関」）の認証等に取り組み、医療機関における勤務環境の改善を支援していきます。
			県内には、病院まで時間がかかる地域がかなりあり、公共交通機関が使えない場所もある。 へき地におけるオンライン診療の導入を進める市町に対して情報交換を通じた支援を行うとともに、医師定着に係る取組を進められたい。	へき地における患者の受診機会の確保を図るため、へき地においてオンライン診療を導入する市町等が負担した経費の支援や導入事例の周知を進めます。 また、医師の定着促進を図るため、医師不足地域で一定期間勤務し国から認定を受けた医師に対する研修費等の助成にも取り組みます。
2-3	介護の基盤整備と人材確保	医療保健部	介護人材の報酬が他産業平均と比較して月8万円低い現状では人材確保は難しい。単発的な加算ではなく、ベースアップが必須になるため、引き続き国へ強く働きかけを進められたい。加えて、処遇改善に対する取組もより一層進められたい。	介護報酬は、国において、介護給付費全体、公費と保険料負担への影響などをふまえ決定されています。 県としては、さらなる処遇改善に向けて、全国知事会とも連携し国へ強く働きかけを行うとともに、介護職員等処遇改善加算の取得支援等の取組を進めてまいります。

3 新たな地域医療構想の策定について

1 構想策定の経緯

本県では、団塊の世代が 75 歳以上を迎える令和 7（2025）年を視野に、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を適切に推進するため、医療法第 30 条の 4 第 2 項に基づき、平成 29 年 3 月に三重県地域医療構想を策定し、県内 8 つの地域医療構想調整会議において地域に根差した丁寧な協議を進めてきたところです。

今後、令和 22（2040）年頃にかけて、医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者の増加と生産年齢人口の減少が見込まれるとともに、急性期医療の需要が多く地域で減少する一方、高齢者に対する救急医療、在宅医療のニーズの増加が進むことや、医療従事者の確保がますます困難となることが見込まれており、国は改正医療法に基づき、各都道府県に令和 10 年度までに新たな地域医療構想を策定することを求めています。

本県においても、各地域での医療を取り巻く環境の変化や医療従事者等の人材確保の観点もふまえ、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するために、令和 10 年度までに新たな地域医療構想を策定します。

2 新たな地域医療構想の取組期間

地域医療構想策定時（令和 10 年度予定）から令和 22（2040）年度までの 13 年間

3 新たな地域医療構想の概要

2040 年頃の医療需要を見据えつつ、医療機関の役割分担や連携のあり方を整理し、地域全体として適切な医療提供体制を構築することを目的として、主に以下の項目の検討を進めます。

- （１）各構想区域での現状・課題の把握
- （２）適切な構想区域の設定、必要病床数の算出
- （３）医療機関機能の確保
- （４）外来医療、在宅医療、介護との連携の取組
- （５）人材確保の取組

また、地域の課題や関係者からの意見を十分にふまえて策定することが重要であることから、地域医療構想の策定にあたっては、県内 8 つの地域医療構想調整会議での協議を行うとともに、三重県医療審議会をはじめとする関係部会等においても専門的な見地から協議を進めます。

4 新たな地域医療構想の策定のポイント

(1) 適切な構想区域の設定

新たな地域医療構想においては、急性期拠点機能を有する医療機関の確保や主に高齢者救急を担う医療機関の確保およびそれらの医療機関の連携等が求められており、救急をはじめとする現在の構想区域を超えた協議の場が必要となっています。現在の構想区域の 2040 年時の推計人口や各構想区域間での患者の流出入等も加味したうえで、新たな地域医療構想における適切な構想区域の設定について検討していく必要があります。

(2) 各医療機関が担う医療機関機能の設定

新たな地域医療構想での取組として、各構想区域において各医療機関が 2040 年に担う医療機関機能を報告する制度が本年度から始まり、医療機関は急性期拠点機能、高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能および専門等機能を報告することとされています。なお、大学病院は医育および広域診療機能を報告する必要があります。

各医療機関が現時点で担っている機能や、診療実績を各地域で協議し、遅くとも令和 10 年度までに設定することとします。

(3) 在宅医療、介護との連携

高齢者人口の増加に伴い、医療と介護の複合ニーズを有する者が増加することが見込まれており、入院医療、在宅医療、介護保険施設が、それぞれの機能に応じて役割分担しつつ、連携する体制の確保が重要となります。慢性期の医療ニーズに対応するため、地域に既に存在する資源を組み合わせた支援体制の構築に向け、必要なデータの分析・整備について検討を進めます。

(4) 人材確保

大学病院の機能として、医師等にかかる人的協力が求められるところです。地域医療構想に沿った派遣等が行われるよう、県と大学病院がこれまでに以上に連携し、地域での医療ニーズに応じた人員配置について検討する必要があります。また、医師以外の医療従事者についても国の需給推計等の議論を注視しつつ、検討を進めます。

5 第 9 次医療計画への反映

現行の地域医療構想は、医療計画の一部として策定が求められていましたが、改正医療法により、地域医療構想は医療計画の上位概念へと位置付けられることとなりました。このため、新たな地域医療構想策定後の令和 11 年度に検討する予定である第 9 次医療計画は、策定した地域医療構想の方針に即した内容となるよう検討を進めます。

6 精神医療について

国は新たな地域医療構想において、精神医療も対象に加えることとしていますが、国において今年度検討会が開催され、年度末に精神医療の地域医療構想策定ガイドラインが発出される見込みです。

県では、国の議論を注視しつつ、ガイドライン発出後に、精神医療もふまえた地域医療構想の策定に着手します。

7 今後のスケジュール

令和8年度 構想区域の設定

令和9年度 各医療機関が担う医療機関機能の設定

外来医療、在宅医療、介護との連携、人材確保にかかる具体的な協議

令和10年度 新たな地域医療構想策定

4 「第8次三重県医療計画」の中間評価について

1 医療計画の計画期間と中間評価について

第8次三重県医療計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間としています。

医療法第30条の6では、在宅医療、医師の確保および外来医療に関する事項について、3年ごとに調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは医療計画を変更することとされています。第8次計画の3年目にあたる本年度は、これらの法定評価に加え、5疾病・6事業等についても、計画の進捗状況を確認するため、中間評価を実施します。

(1) 国の指針等

厚生労働省は、令和8年6月10日付けで、「医療計画について」および「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（以下、「国指針」という。）を一部改正し、同日から適用しています。

改正後の国指針では、最新の統計や制度改正をふまえた現状・指標の更新に加え、在宅医療の需要増加や地域の医療提供体制、関係機関の連携、ICT・AI等の活用など、中間評価や今後の施策に反映すべき事項が示されています。

(2) 県の方針

国指針の改正内容および計画策定後の状況変化をふまえ、令和8年度中に中間評価報告書を取りまとめます。

中間評価は、現計画の基本的な方向性を維持しつつ、施策の実施状況や指標の達成状況等を評価することを基本とします。評価の結果、計画変更が必要と認められる事項を除き、本文の記述等の見直しは第9次医療計画の策定時に行います。

第8次計画の策定時に導入したロジックモデルを活用し、目標・指標の達成状況だけでなく、施策の実施状況、成果につながった、または、つながらなかった要因、今後の対応方向等を一体的に評価します。

2 中間評価の内容

(1) 評価の基本単位および視点

5 疾病・6 事業および在宅医療等について、計画に掲げる数値目標、施策およびロジックモデルを基本単位とし、次の視点から評価します。

- ・ 数値目標に対する直近実績の到達状況（達成、改善傾向、横ばい、悪化等）
- ・ 計画策定時からの推移および全国値等との比較
- ・ 施策・事業の実施状況およびアウトプットから中間アウトカム・最終アウトカムへのつながり
- ・ 目標未達または実績把握が困難となった要因（制度変更、データ上の制約、医療資源、人材、連携体制等）
- ・ 令和9年度以降に継続・強化・見直しを行う取組および進捗把握に用いる指標の妥当性

(2) 主な評価対象

対象	主な評価の視点
5 疾病 (がん、脳卒中、心筋梗塞等の 心血管疾患、糖尿病、精神疾患)	指標・施策の進捗、医療連携体制の状況、計 画策定後の制度・診療体制の変化
6 事業 (救急医療、災害医療、新興感 染症発生・まん延時における医 療、へき地医療、周産期医療、 小児救急を含む小児医療)	平時および有事における提供体制、役割分 担、訓練・連携、人材・施設の確保
在宅医療	需要と供給、提供体制の地域差・空白、急変 時・24 時間対応、多職種連携、市町および介 護分野との連携、I C T・A I 等

(3) 国指針の改正等をふまえた主な確認事項

在宅医療について、患者動向、医療資源・人員や体制および連携状況、在宅医療を担う医療機関および拠点の役割等を確認します。

医療・介護・福祉の連携、在宅医療に関わる従事者の人材育成、在宅療養者の生活支援、アドバンス・ケア・プランニング（ＡＣＰ）の普及、災害時の支援体制等の状況を確認し、在宅医療の提供体制を評価します。

精神疾患について、最新の患者動向、地域移行・地域生活支援および身体合併症等への対応状況を確認するとともに、国の算定基準の改正をふまえ、精神病床に係る基準病床数の取扱いを確認します。

新興感染症発生・まん延時における医療について、感染症予防計画、医療措置協定および訓練等の実施状況をふまえ、通常医療と両立させるための体制を評価します。

3 評価結果の取りまとめおよび計画変更

評価結果は、中間評価報告書として取りまとめます。評価の結果、計画変更が必要と認められる事項がある場合は、医療法第30条の6の規定に基づき、必要な変更を行います。

検討にあたっては、計画全体を三重県医療審議会で審議するとともに、「5疾病・6事業および在宅医療」については、関係審議会・協議会等において専門的な見地から検討します。

4 今後のスケジュール

令和8年9月～11月 12月	5疾病・6事業および在宅医療等に係る関係審議会等 医療審議会 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案） パブリックコメント 市町・保険者への意見照会
令和9年2月～3月 3月	5疾病・6事業および在宅医療等に係る関係審議会等 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案） 医療審議会 中間評価報告書の公表

〔参考 中間評価の検討体制〕

事 項		検討体制
計画全体		医療審議会
5 疾 病	がん	がん対策推進協議会
	脳卒中	循環器病対策推進協議会 (脳血管疾患対策部会、社会連携リハビリ部 会)
	心筋梗塞等の心血管疾患	循環器病対策推進協議会 (心疾患対策部会、社会連携リハビリ部会)
	糖尿病	糖尿病対策懇話会
	精神疾患	精神保健福祉審議会
6 事 業	救急医療	医療審議会 救急医療部会
	災害医療	医療審議会 災害医療対策部会
	新興感染症発生・まん延 時における医療	感染症対策連携協議会
	へき地医療	地域医療対策協議会
	周産期医療	医療審議会 周産期医療部会
	小児救急を含む小児医療	医療審議会 小児医療部会
在宅医療		在宅医療推進懇話会

5 「第8次（後期）三重県外来医療計画」の策定について

1 計画策定の経緯

入院を伴わず、患者が医療機関に通院して受ける外来医療については、今後、全国的に需要が減少していくことが見込まれる中、初期救急医療提供体制の構築、グループ診療の実施、医療機器の共同利用などの連携が進められています。

一方で、地域において外来医療の中心的な役割を担う無床診療所の開設は都市部に偏っていることから、その偏在是正に取り組むとともに、地域の実情に応じた外来医療に係る医療提供体制の構築に向けた協議等を行う必要があります。

こうした背景のもと、平成30年の医療法改正に伴い、令和2年3月に第7次医療計画に追補するものとして「三重県外来医療計画」を策定し、その後、外来医療に係る状況の変化等をふまえ、令和6年3月に現行の第8次（前期）三重県外来医療計画を策定しました。

現計画は、令和8年度で終期を迎えることから、本県における外来医療の現状や課題の変化、令和8年5月に発出された国の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第8次（後期）～」をふまえるとともに、県医師会、県病院協会、市町代表からなる「外来医療計画策定検討会議」での意見聴取を行いながら、次期計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和9年度から令和11年度までの3年間

3 次期計画の概要

「地域における外来医療機能の確保」、「医療機器の効率的な活用」、「地域の外来医療提供体制の状況」の3つの内容で構成し、主な項目は次のとおりです。

（1）地域における外来医療機能の確保

- ・ 外来医療の状況
- ・ 今後確保が必要となる外来医療機能
- ・ 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に確認する事項 等

（2）医療機器の効率的な活用

- ・ 医療機器（CT、MRI 等）の配置状況、稼働状況
- ・ 医療機器の共同利用の方針 等

（3）地域の外来医療提供体制の状況

- ・ 紹介受診重点医療機関 等

4 次期計画策定のポイント

(1) 地域における外来医療機能の確保

外来医療の状況をふまえ、各地域において今後確保が必要となる外来医療機能やその目標を検討するとともに、外来医師偏在指標に基づく外来医師多数区域の確認や、多数区域において新規開業者が届出を行った際に確認する事項等について検討を行います。

(2) 医療機器の効率的な活用

医療機器の効率的な活用のため、各医療機関における医療機器の人口あたりの設置台数や稼働状況を可視化するとともに、医療機器の共同利用の方針やそのプロセスについて検討を行います。

(3) 地域の外来医療提供体制の状況

外来機能報告により把握可能な外来医療に関するデータを活用し、地域の外来医療提供状況について把握するとともに、紹介受診重点医療機関の機能・役割もふまえた、地域における外来医療提供体制の在り方について検討を行います。

5 今後のスケジュール

令和8年11月～12月	外来医療計画策定検討会議
	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）
	医療審議会
	パブリックコメント
令和9年2月～3月	外来医療計画策定検討会議
	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
	医療審議会

6 「第8次（後期）三重県医師確保計画」の策定について

1 計画策定の経緯

本県では「医療法」に基づき、「第7次三重県医療計画」の一部として、令和2年3月に「三重県医師確保計画」（令和2年度～令和5年度）を策定し、当該計画に基づく医師確保および偏在是正に係る取組を進めてきました。その結果、医師総数は増加傾向にありますが、人口10万人対医師数は全国平均を下回る状況にあり、将来にわたり各地域で必要な医療を持続的に提供するために、医師確保に向けた取組をより一層進める必要があります。

医師確保計画においては、3年ごとに実施・達成を積み重ね、2036（令和18）年までに医師偏在是正を達成することを長期的な目標としており、令和6年3月に策定した第8次（前期）医師確保計画（令和6年度～令和8年度）が令和8年度をもって終期を迎えます。このため、令和8年6月30日に厚生労働省から発出された「医師確保計画策定ガイドライン」をふまえ、医療法にて医師の確保に関する協議を行う場として定められている地域医療対策協議会での議論を経た上で、第8次（後期）医師確保計画の策定を行います。

2 次期計画の期間

令和9年度から令和11年度までの3年間

3 次期計画の概要

- （1）厚生労働省が示す医師偏在指標に基づき、現行の二次医療圏を前提として医師少数区域および医師多数区域を設定します。また、二次医療圏よりも小さい地域での医師偏在対策を検討するため、医師少数スポットを設定し、目標医師数を定め、その達成に必要な施策を策定します。
- （2）今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域等を「重点医師偏在対策支援区域」と設定した上で、優先的かつ重点的に対策を進めます。
- （3）効果的な医師確保対策を推進するため、臨床研修医や専攻医の採用・定着状況、地域枠を卒業した医師の年次ごとの養成数・勤務地・主たる診療科、および県内医師の年齢構成などを分析し、将来的な県内医師数の推移を把握します。

4 次期計画策定のポイント

地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、次の対策を講じます。

- (1) 医師確保計画に基づくこれまでの取組を進めるとともに、経済的インセンティブ、地域の医療機関の支え合いの仕組み、医師養成過程を通じた取組などを組み合わせた総合的な対策を実施します。
- (2) 医師の価値観の変化やキャリアパスなどをふまえ、医師の勤務・生活環境、柔軟な働き方などに配慮しながら、中堅・シニア世代を含む全ての世代の医師にアプローチします。
- (3) 医師偏在指標のみならず、可住地面積あたりの医師数等をふまえ、「重点医師偏在対策支援区域」を設定した上で、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進するため、医師偏在是正プランを策定します。

5 今後のスケジュール

令和8年	11月	地域医療対策協議会
	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案） 医療審議会
令和9年	1月	パブリックコメント
	2月	地域医療対策協議会
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案） 医療審議会

7 次期「三重県介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画（みえ高齢者元気・かがやきプラン）」の策定について

1 計画策定の経緯

「三重県介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画（みえ高齢者元気・かがやきプラン）」は、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体とした高齢者の福祉サービス全般にかかる計画です。平成12年以降、3年ごとに改定を行っており、令和5年度に策定した第9期介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画が令和8年度末で終期を迎えることから、これまでの取組の進捗状況や本県の現状と課題をふまえ、次期（第10期介護保険事業支援計画・第11次高齢者福祉計画）計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和9年度から令和11年度までの3年間

3 次期計画の概要

2040年に向けて、地域の実情に応じ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防・住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

また、市町が策定する介護保険事業計画に基づき、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めます。

さらに、地域医療構想および医療計画との整合性を確保し、在宅医療・介護の連携を推進します。

<具体的な取組>

- (1) 介護サービス基盤の整備
- (2) 地域包括ケアシステム推進のための支援
 - ①地域包括支援センターの機能強化
 - ②介護予防・生活支援サービスの充実
 - ③在宅医療・介護連携の推進
- (3) 認知症施策の推進
 - ①三重県認知症施策推進計画に基づく地域共生社会の実現に向けた取組
- (4) 安全安心のまちづくり
 - ①高齢者の社会参加
 - ②高齢者にふさわしい住まいの確保
 - ③権利擁護と虐待防止対策の推進
 - ④高齢者の安全安心
 - ⑤災害に対する備え
 - ⑥感染症に対する備え

- (5) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保、生産性向上の推進および経営改善支援等
 - ①介護人材の確保・定着
 - ②介護職員等の養成および資質向上
 - ③介護現場の生産性向上の推進および経営改善支援
- (6) 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化
 - ①介護保険制度の円滑な運営
 - ②介護給付の適正化

4 次期計画策定のポイント

2040 年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、中長期の介護サービス見込量を見据え、現行計画をふまえるとともに、地域医療構想および医療計画との整合性の確保を図りつつ、次期計画を策定していきます。

<主なポイント>

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

2040 年を見据えた中長期的な需給推計に基づき、地域の実情に応じた介護サービス基盤整備について検討を行います。

また、中山間地域や人口減少地域等といった介護サービスの維持が困難な地域における持続可能なサービス提供体制の確保について検討を行います。

(2) 医療・介護連携の推進

医療と介護サービスの連携を深め、日常の療養支援から入退院支援、急変時対応、看取りまで、本人の希望に沿った生活が継続できる体制について検討を行います。

(3) 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

介護サービス需要がさらに高まる一方で、生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護サービスの提供やその体制の確保のため、人材確保・生産性向上・経営改善支援・外国人材の受入環境整備の総合的な推進に向けた検討を行います。

5 今後のスケジュール

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 令和8年 11月 | 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 |
| 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）
パブリックコメント |
| 令和9年 2月 | 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 |
| 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案） |

8 次期「三重県アルコール健康障害対策推進計画」の策定について

1 計画策定の経緯

本県では、アルコール健康障害対策基本法（以下、「基本法」という。）第14条に基づき、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」を平成29年3月に策定しました。

以降5年ごとの見直しを行い、令和4年3月に策定した現行計画（第2期）が令和8年度末で終期を迎えることから、本県のアルコール健康障害に関する状況の変化や対策の効果に関する評価をふまえ、アルコール健康障害対策をさらに推進するため、次期計画を策定します。

2 計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

3 次期計画の概要

本計画は、基本法第14条第1項の規定に基づき策定する県計画です。

また、「三重県医療計画」、「三重の健康づくり基本計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」および「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」等の関連する計画との整合を図ったものとしています。

（1）基本理念

アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざします。

（2）基本方針

- ①アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。
- ②アルコール健康障害を有する者とその家族等を支援します。
- ③アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。

（3）取組

- ①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防
 - ・教育・啓発
 - ・不適切な飲酒（20歳未満の者、妊婦）の防止
- ②アルコール健康障害の早期発見・早期介入
 - ・早期発見・早期介入のための関係機関の連携
 - ・一般医療機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携
 - ・相談・支援機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携
 - ・三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく施策と連携した早期発見・早期介入
 - ・児童福祉（ヤングケアラーを含む）、DV、児童虐待、自殺対策等との連携

- ③アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の継続
 - ・地域における相談支援体制の構築と継続
 - ・民間団体の活動と連携した相談支援
- ④アルコール依存症の治療体制の充実
 - ・アルコール依存症の治療体制の充実
- ⑤アルコール関連問題に対応できる人材の育成
 - ・アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる人材の育成
- ⑥アルコール関連問題に関する調査研究の推進
 - ・アルコール関連問題に関する調査研究の推進

4 次期計画策定のポイント

アルコール健康障害の早期発見・早期介入やアルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる中で、アルコール健康障害の当事者およびその家族（こどもなど）への支援として、ヤングケアラーを含むこども・若者施策の強化が必要となっており、アルコール健康障害の当事者およびその家族がより円滑に適切な支援につながるよう取組を推進します。

5 今後のスケジュール

令和8年 10月～11月	第2回アルコール健康障害対策推進部会
12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）
12月～1月	パブリックコメント
令和9年 2月	第3回アルコール健康障害対策推進部会 精神保健福祉審議会
3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）

9 みえ歯と口腔の健康づくり条例に基づく年次報告（令和7年度版）について

令和7年度における歯科保健施策の実施状況等について、みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第6項の規定に基づき、別冊「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和7年度版）」を取りまとめましたので、その概要を報告します。

1 歯と口腔の健康づくりの推進

歯と口腔の健康づくりの推進にあたっては、ライフステージおよびライフコースアプローチや取り組むべき分野ごとに16の評価指標を定め、取組を進めています。

16の評価指標のうち、毎年評価できる指標は14あり、そのうち、4指標が目標を達成、7指標が改善、1指標が変化なし、2指標が悪化となっています。（参照「3評価指標と目標値の達成状況」）

（1）ライフステージおよびライフコースアプローチに基づいた歯と口腔の健康づくりの推進

ア 乳幼児期

フッ化物洗口を実施している幼稚園、認定こども園、保育所は、22市町、157か所で昨年度から4施設増加しています。

令和7年度に新たにフッ化物洗口を実施する幼稚園・保育所において、実地指導や歯科保健指導を実施し、子どもが自律的に歯と口腔の健康づくりに取り組むための意識づけを行いました。

イ 学齢期

フッ化物洗口を実施している小学校、中学校は、9市町95か所で昨年度から2町24施設増加しています。

フッ化物洗口の取組が広がるよう、教育委員会と連携し、市町訪問や会議において説明や情報提供を行うなど、関係者の理解を求めました。

ウ 青・壮年期

市町の母子健康手帳交付時に、妊婦を対象とした歯科保健リーフレットを配付し、妊娠中・出産後の歯科保健や妊娠中に歯科健康診査を受診することの重要性について啓発を行いました。

また、成人等を対象とした歯科相談や歯科保健指導を実施し、フッ化物の利用によるむし歯予防や口腔ケアによる歯周病予防、かかりつけ歯科医への定期受診の重要性について啓発を行いました。

エ 高齢期

介護関係者を対象に、介護が必要な高齢者等の口腔ケア研修を実施し、介護施

設等における日常的な口腔ケアの重要性と実践方法等について知識の普及を図りました。

（２）障がい児・者の歯と口腔の健康づくりの推進

歯科医師、歯科衛生士等を対象に、障がい児・者にみられる摂食嚥下機能障害研修を実施し、複数の症例を用いて改善例と困難例を比較しながら、障がい特性、介入時期、姿勢・口腔機能の調整など、臨床現場での具体的な対応等について知識の向上を図りました。

（３）医科歯科連携による疾病対策の推進

歯科医師、歯科衛生士を対象に、病院歯科における口腔ケア実践研修を実施し、多職種連携による摂食嚥下機能評価や摂食嚥下障害患者の口腔管理等の重要性と実践方法等について知識の普及を図りました。

（４）在宅歯科保健医療の推進

地域口腔ケアステーション内で医療、介護に関する会議や研修の伝達講習を行い、地域口腔ケアステーション事業に協力する歯科医療機関と地域の医療、介護関係者の円滑な連携を図りました。

また、地域口腔ケアステーションの連携件数や連携内容等を把握し、会議の場において各地域に情報共有を行い、地域ごとの取組の平準化を図りました。

（５）災害時歯科保健医療の推進

歯科診療所が被災した場合の診療体制を確保するため、被災地域で活動する歯科診療車両の配備を支援しました。

（６）中山間地域等における歯と口腔の健康づくりの推進

無歯科医地区の高齢者を対象に、歯科疾患やオーラルフレイル、誤嚥性肺炎の予防に関する講話や歯科保健指導、口腔体操を行い、歯と口腔の自己管理に関する知識の普及を図りました。

（７）歯科医療機関における感染症対策の推進

歯科医師、歯科衛生士を対象に、歯科医療機関における感染症対策研修を実施し、安全かつ質の高い歯科医療提供体制の充実を図りました。

2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

（１）推進体制と進行管理

「第３次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（令和６年度～令和１７年度）」に基づき、三重県口腔保健支援センターが実施している歯科口腔保健推進事業の現

状等について、三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会で協議し、今後の事業の方向性について検討を行いました。

(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等

三重県立公衆衛生学院の卒業生 29 名全員が国家試験に合格し、県内外の歯科医療機関や病院へ歯科衛生士として就職しました。

(3) 関係機関・団体等との連携

歯と口腔の健康づくりに対する県民の関心が高まるよう、「歯と口の健康週間」、「いい歯の日」、「8020推進月間」等を中心に、市町、関係機関・団体等と連携し、歯科口腔保健の重要性について広く啓発を行いました。

3 評価指標と目標値の達成状況

達成状況 : 達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (年度)	目標値 (令和17年度)	達成状況
1	3歳児でむし歯のない人の割合	89.8% (R4)	92.0% (R7)	95.0%	○
2	フッ化物洗口を実施している施設(幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等)数	176か所 (R4)	252か所 (R7)	231か所	◎
3	12歳児でむし歯のない人の割合	71.3% (R4)	75.2% (R7)	84.7%	○
4	17歳児でむし歯のない人の割合	57.4% (R4)	62.9% (R7)	70.5%	○
5	50歳以上における咀嚼良好者の割合(年齢調整値)	—	—	80.0%	—
6	健康増進法に基づく歯周病検診受診者のうち指導区分が要精密検査の人の割合	67.8% (R3)	62.0% (R6)	40.6%	○
7	かかりつけ歯科医や職場等で過去1年間に歯科検診を受診した人の割合	—	—	95.0%	—
8	健康増進法に基づく歯周病検診の受診率が15%以上の市町数	3市町 (R4)	3市町 (R7)	29市町	△
9	80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合	64.5% (R4)	67.1% (R7)	85.0%	○
10	口腔機能の維持・向上の取組を実施している市町数	20市町 (R4)	26市町 (R7)	29市町	○
11	研修等に参加しているみえ歯ートネット登録歯科医数	81人 (R4)	95人 (R7)	92人	◎
12	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケアに関する知識を習得した歯科医数	268人 (R4)	253人 (R7)	295人	×
13	糖尿病協会登録歯科医の在籍している施設数	23施設 (R4)	31施設 (R7)	30施設	◎
14	在宅療養支援歯科診療所数	126機関 (R4)	130機関 (R7)	139機関	○
15	地域口腔ケアステーションにおける連携件数	525件 (R4)	516件 (R7)	532件	×
16	郡市歯科医師会と災害協定を締結している市町数	21市町 (R4)	29市町 (R7)	29市町	◎

10 次期「三重県薬剤師確保計画」の策定について

1 次期計画策定の経緯

令和3年6月に厚生労働省が公表した「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」では、薬剤師の従事先には地域偏在や職域偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることが指摘されています。

本県では、こうした背景のもと、令和5年6月に発出された「薬剤師確保計画ガイドライン」に基づき、「第8次三重県医療計画」の一部として、令和6年3月に「三重県薬剤師確保計画」（令和6年度～令和8年度）を策定し、当該計画に基づき薬剤師確保および偏在是正に係る取組を行っています。

現計画が令和8年度末で終期を迎えることから、本県における薬剤師確保に関する状況の変化や現計画の取組に関する評価をふまえ、次期計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和9年度から令和11年度までの3年間

3 次期計画の概要

本県の実情に応じた薬剤師確保策を実施していくため、現計画3年間の取組を評価したうえで、次期計画を策定します。

（1）薬剤師確保計画の基本的事項

- ア 策定の趣旨
- イ 薬剤師確保計画の位置づけ
- ウ 薬剤師確保計画の全体像
- エ 計画の期間

（2）三重県の薬剤師確保の現状

（3）薬剤師確保計画の具体的事項

- ア 区域単位
- イ 薬剤師偏在指標
- ウ 薬剤師少数区域・薬剤師多数区域等
- エ 薬剤師少数スポット
- オ 薬剤師の確保の方針
- カ 目標薬剤師数
- キ 目標を達成するための施策
- ク 二次医療圏ごとの薬剤師確保対策

（4）薬剤師確保計画の効果の測定・評価

4 次期計画策定のポイント

(1) 現計画の効果検証

現計画に基づき実施している施策について効果検証を行い、検証結果を次期薬剤師確保計画に反映させます。

(2) 薬剤師確保の方針

今後、厚生労働省において見直しが予定されている薬剤師偏在指標、現計画の検証結果および本県における薬剤師確保に関する課題をふまえ、県全体および二次医療圏ごとに薬剤師確保の方針を定めます。

(3) 目標を達成するための施策

短期的に効果が得られる施策（薬剤師奨学金返還支援制度、県内における薬剤師派遣／出向事業等）と、効果が得られるまでに時間のかかる長期的な施策（薬剤師修学資金貸与事業、小中高生等への啓発・魅力発信等）を組み合わせ、薬剤師の確保および偏在是正に取り組みます。

5 今後のスケジュール

令和8年	11月	薬事審議会
	12月	医療審議会
		医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）
令和9年	1月	パブリックコメント
	2月	薬事審議会
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
		医療審議会

11 各種審議会等の審議状況の報告について
(令和8年6月3日～令和8年9月13日)

(医療保健部)

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	令和8年6月17日
3 委員	議長 曾我 俊彦 委員 太田 さかゆ 他1名
4 諮問事項	介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	要介護認定に係る処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和8年6月24日
3 委員	会長 伊藤 正明 委員 佐久間 肇 他17名
4 諮問事項	1 医師偏在指標（令和8年4月）について 2 診療所の承継・開業支援事業の支援対象医療機関の選定について 3 経済的インセンティブ事業（診療所の承継・開業支援事業以外）の重点医師偏在対策支援区域の設定等について
5 調査審議結果	上記事項について報告および協議を行い、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	令和8年6月25日
3 委員	部会長 馬岡 晋 委員 伊藤 正明 他3名
4 諮問事項	医療法人の設立等認可申請事案について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和8年7月2日
3 委員	委員長 丸山 真司 委 員 中川 崇 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学第四期中期目標（案）について 2 公立大学法人三重県立看護大学第四期中期計画策定に向けた考え方について 3 公立大学法人三重県立看護大学の令和7年度業務実績に係る小項目評価等について
5 調査審議結果	上記事項について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護現場革新会議
2 開催年月日	令和8年7月6日
3 委員	会 長 青木 孝太 副会長 服部 昭博 委 員 小野 昌宏 他7名
4 諮問事項	1 令和8年度三重県介護現場革新会議取組方針について 2 令和8年度みえ介護生産性向上支援センター事業計画について 3 各種取組のKPIに係る令和7年度の達成状況および令和8年度の目標設定について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和8年7月14日
3 委員	委員長 駒田 美弘 委 員 谷ノ上 千賀子 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の改正について 2 令和7年度の業務実績について 3 第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績について 4 第四期中期目標（案）について 5 第3回評価委員会の審議について
5 調査審議結果	上記事項について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県国民健康保険審査会
2 開催年月日	令和8年7月16日
3 委員	会 長 池田 仁美 委 員 山本 毅 他6名
4 諮問事項	国民健康保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	国民健康保険料に関する処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	令和8年7月22日
3 委員	議 長 青木 孝太 委 員 小川 竜司 他1名
4 諮問事項	介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	要介護認定に係る処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	令和8年7月29日
3 委員	会 長 志田 幸雄 会長代行 池田 仁美 委 員 大峪 やす子 他5名
4 諮問事項	1 介護保険料滞納に係る財産の公売公告処分の取消しについて 2 介護保険料滞納に係る財産の公売公告処分の執行停止について 3 介護保険料滞納に係る搜索謄本作成行為の取消しについて 4 介護保険料滞納に係る参加差押え処分の取消しについて
5 調査審議結果	介護保険料に係る処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和8年8月17日
3 委員	委員長 丸山 真司 委 員 中川 崇 他2名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学令和7年度業務実績に係る小項目評価について 2 公立大学法人三重県立看護大学令和7年度業務実績に係る全体評価について 3 公立大学法人三重県立看護大学第四期中期目標（最終案）について 4 公立大学法人三重県立看護大学第四期中期計画（案）について
5 調査審議結果	上記事項について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和8年8月17日
3 委員	会 長 伊藤 正明 委 員 佐久間 肇 他17名
4 諮問事項	1 第8次（後期）医師確保計画の策定方針について 2 第8次（後期）医師確保計画骨子案について 3 経済的インセンティブ事業（診療所の承継・開業支援事業以外）の支援対象医療機関の選定について 4 専門研修に係る国への意見提出について
5 調査審議結果	上記事項について協議し、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和8年8月18日
3 委員	委員長 駒田 美弘 委 員 谷 眞澄 他2名
4 諮問事項	1 第四期中期目標（案）について 2 令和7年度業務実績に係る小項目評価について 3 令和7年度業務実績に係る全体評価について 4 第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に係る評価について
5 調査審議結果	上記事項について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会
2 開催年月日	令和8年8月31日
3 委員	部会長 伊東 学 委 員 新 達也 他11名
4 諮問事項	1 三重県の歯科保健の現状「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（案）」について 2 令和8年度歯科保健推進事業について
5 調査審議結果	上記事項について報告・説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会
2 開催年月日	令和8年9月7日
3 委員	会 長 鬼塚 俊明 委 員 森川 将行 他11名
4 諮問事項	次期三重県アルコール健康障害対策推進計画の策定について
5 調査審議結果	上記事項について報告・説明し、協議を行った。
6 備考	第2回 アルコール健康障害対策推進部会 10月26日（予定）

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	令和8年9月10日
3 委員	会 長 服部 博司 副会長 福森 哲也 委 員 山崎 和彦 他12名
4 諮問事項	1 みえ高齢者元気・かがやきプラン（第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次三重県高齢者福祉計画）に係る三重県の取組（令和7年度実績）について 2 みえ高齢者元気・かがやきプラン（第10期三重県介護保険事業支援計画・第11次三重県高齢者福祉計画）について 3 三重県認知症施策推進計画に係る取組状況について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	